

議案第 89 号

霞台厚生施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，霞台厚生施設組合規約（昭和 47 年地指令第 608 号）を別紙のとおり変更することについて，同法第 290 条の規定に基づき，議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

ごみ処理広域化に係る新施設の運用が開始されることに伴い，霞台厚生施設組合規約の一部を変更することについて協議したいので，本案を提出するもの。

## 霞台厚生施設組合格約の一部を改正する規約

霞台厚生施設組合格約（昭和47年地指令第608号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名中「総 則」を「総則」に改める。

第2条中「次の市町」を、「石岡市，小美玉市，かすみがうら市及び茨城町（以下「関係市町」という。）」に改め，「石岡市，小美玉市，かすみがうら市，茨城町」を削る。

第3条各号列記以外の部分中ただし書を削り，同条第2号中「建設及び当該建設に附帯する事務並びに関連施設の整備及び維持管理並びに当該整備等」を「関連施設の整備並びにこれら」に改め，同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) ごみ処理施設及びこれに附帯する施設の設置及び管理運営等に関すること。
- (4) 地域還元施設の設置及び管理運営等に関すること。

第4条の見出し中「組合事務所」を「組合の事務所」に改める。

第2章の章名中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

第5条の見出し中「組合議会」を「組合の議会」に改め，同条第1項中「組合議会」を「組合の議会」に改め，「次のとおり」を「，次のとおり」に改める。

第6条第1項中「市町議会議員」を「市町の議会議員」に，「その」を「組合議員の」に改め，同条第2項中「市町議会」を「市町の議会」に改め，同条第3項中「補欠議員」を「補欠の組合議員」に改める。

第7条第1項中「組合議会」を「組合の議会」に，「議員」を「組合議員」に改める。

第8条中「議員の出席者」を「組合議員の出席者」に改める。

第9条第3項中「執行する」を「，執行する」に改め，同条第4項中「管理者を」を「，管理者を」に改め，「または欠けた場合に」を「又は欠けたときは，」に，「その職務」を「管理者の職務」に改め，同条第5項中「当

該市町」を「，当該市町」に，「同時」を「，同時」に改める。

第10条第2項中「が兼務する」を「をもって充てる」に改める。

第11条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改め，同条第3項中「組合議員の任期」を「，組合議員の任期」に，「同時」を「，同時」に改める。

第13条第1項中「使用料，」を「使用料，手数料」に改め，同条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

第5章の章名中「補 則」を「補則」に改める。

第14条の見出しを「（その他）」に改め，同条中「議会」を「組合の議会」に改める。

#### 附 則

この規約は，令和3年4月1日から施行する。